

衆議院事務局業務継続計画 (首都直下地震対策)

平成24年5月14日

平成30年7月1日改定

衆議院事務局

目次

第1章 衆議院事務局業務継続計画の位置付け、基本方針及び想定する災害	1
1 本計画の位置付け	1
2 基本方針	1
3 想定する災害と被害想定	2
第2章 非常時優先業務及び非常時参集要員	4
1 非常時優先業務	4
2 非常時参集要員	5
第3章 業務継続の体制及び実施する業務	6
1 災害対策本部	6
2 主な非常時優先業務	7
3 非常時優先業務以外の業務の取扱い	8
4 中規模災害時の対応	9
第4章 職員がとるべき行動	10
1 勤務時間外に大規模地震が発生した場合	10
2 勤務時間内に大規模地震が発生した場合	11
第5章 発災後の業務環境（建物・ライフライン・非常用備蓄品等）と課題	12
1 建物・ライフライン	12
2 通信設備	15
3 主な非常用備蓄品等	16
第6章 平常時からの備え	17
1 教育・訓練	17
2 各課室及び各職員の取組	17
3 計画の見直し	18

第1章 衆議院事務局業務継続計画の位置付け、基本方針及び想定する災害

1 本計画の位置付け

首都直下地震等が発生した場合には、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、東京圏における政治、行政、経済等の中枢機能（首都中枢機能）を維持しなければならない。衆議院においても立法機能をはじめとする諸機能を可能な限り維持し、必要な業務を継続することが求められており、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験も踏まえ、首都直下地震が発生した場合に、衆議院事務局の業務の継続性を確保することを目的として、平成24年5月、「衆議院事務局業務継続計画」を策定した。

先に策定済みの「衆議院防災基本規程」（平成13年庁訓第4号）等は主に地震発生直後の初動対応について定めたものである。これに対して本計画は、地震発生時の非常時優先業務に位置付けるべき業務を特定し、当該業務の継続が迅速かつ確実になされるようにするための短期的及び中期的取組を定めるものである。本計画と衆議院防災基本規程等は相互に補完するものである。

※ 首都直下地震対策については、平成25年12月、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）が施行され、同法に基づく「首都直下地震緊急対策推進基本計画」及び「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定された（平成26年3月）。この基本計画においては、国会について、「政府に準じた措置を講じるなど、その機能の維持を図るための施策が必要」とされているところである。本計画は、このような首都直下地震対策に対応するものである。

2 基本方針

衆議院事務局の諸機能を維持するため、次の基本方針に基づいて、業務の継続性の確保を図るものとする。

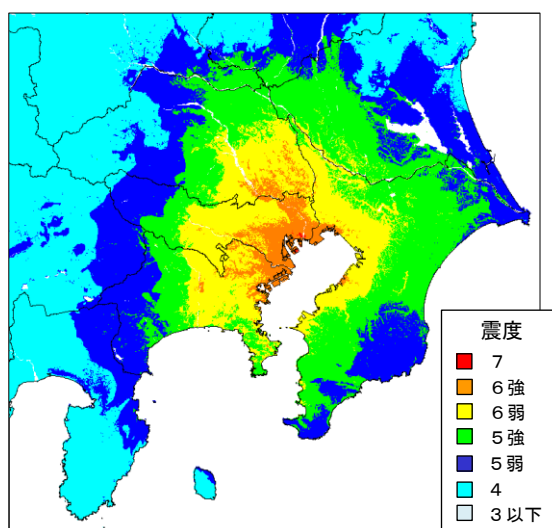
- (1) 議員、議員秘書、職員等の安全確保を図る。
- (2) 本会議、委員会等が開会できるような環境の早期回復に努める。
- (3) 衆議院事務局の業務継続性を確保するため、必要な職員の人員体制を整備し、業務資源を適切に配分する。

3 想定する災害と被害想定

(1) 想定する災害

本計画における想定災害は、中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）に基づき、「都区部直下のマグニチュード7クラスの地震（都心南部直下地震（Mw7.3））が発生した場合」とする。

図1 都心南部直下地震の震度分布図



資料：中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）別添資料4

(2) 都心南部直下地震における最大の被害想定

都心南部直下地震における最大の被害想定は、同報告に基づく以下のとおりである。

- ・ 死者：約2万3,000人 負傷者：約12万3,000人
- ・ 避難者：1日後 約300万人（うち避難所生活者約180万人）
1か月後 約400万人（うち避難所生活者約120万人）
- ・ 帰宅困難者数：約800万人（うち都内帰宅困難者約490万人）
- ・ 建物全壊：約61万棟（うち火災焼失約41万2,000棟）
- ・ 鉄道：運行停止
- ・ ライフライン施設被害による供給支障（発災直後）
 - 電力 約1,220万軒
 - 上水道 約1,440万人
 - 下水道 約150万人
 - ガス 約159万軒
 - 通信 約469万回線

(3) 本院建物等に係る被害想定

想定災害発生時における本院及び本院周辺環境（本院建物、交通及び本院建物に係るライフライン等）の被害状況は、おおむね以下のとおりと想定する。

ア 本院建物

議事堂をはじめとする本院建物※については、崩壊又は倒壊しない。

※「本院建物」とは、「本館等」「議員会館」「公邸」及び「議員宿舎」をいう。 「本館等」とは、議事堂、分館、第一別館、第二別館及び憲政記念館をいう。 「議員会館」とは、第一議員会館及び第二議員会館をいう。 「公邸」とは、議長公邸及び副議長公邸をいう。 「議員宿舎」とは、赤坂議員宿舎及び青山議員宿舎をいう。
--

イ 交通

地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。

主要道路の啓開には、1週間を要する。

ウ 本院建物に係るライフライン等

(ア) 電力

停電は1週間継続する。

(イ) 固定電話

1週間程度輻輳によりほとんど不通となる。

(ウ) 携帯電話

1週間程度輻輳によりほとんど不通となる。

メールはおおむね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。

(エ) インターネット

引込管路等での断線により不通となる。

利用支障が1週間継続する。

(オ) 上下水道

上水道：断水が1週間継続する。

下水道：利用支障は1か月継続する。

(カ) ガス

中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスはガスの供給が中断する。

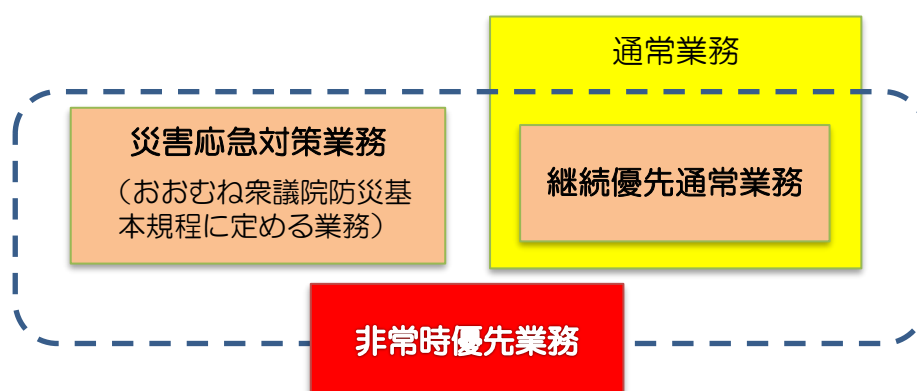
低圧ガスは1か月程度で復旧する。

第2章 非常時優先業務及び非常時参集要員

1 非常時優先業務

本計画においては、千代田区で震度6弱以上（又は東京23区内で震度6強以上）の地震（以下「大規模地震」という。）発生に伴って生ずる応急業務を「災害応急対策業務」、通常業務のうち非常時においても継続の必要性が高い業務を「継続優先通常業務」とする。この二つを合わせたものが「非常時優先業務」である（図2及び第3章表2参照）。

図2 非常時優先業務（イメージ）



(1) 災害応急対策業務

災害応急対策業務は、おおむね、衆議院防災基本規程、「衆議院地震防災マニュアル」（平成13年12月策定）等に定める業務が該当する。具体的には、衆議院事務局災害対策本部の応急対策業務や災害が発生したことにより生じる各課室における応急対策業務等が挙げられる。

(2) 継続優先通常業務

継続優先通常業務は、各課室がその通常業務のうち、大規模地震発生後の人的・物的資源が限られた状況であっても必ず実施しなければならないものとして抽出する業務である。各課室は、大規模地震発生時からの経過時間ごとに業務が実施されないことによる影響の重大性を社会への影響等の観点から分析し、その結果、14日以内に実施されなければ表1における影響の重大性が「中」以上となる業務を継続優先通常業務として抽出する。各課室は、業務の抽出に当たり「継続優先通常業務仕分け表（A表）」（様式1）を作成し、文書課に提出する。

表1 影響の重大性についての目安

影響の重大性	対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容
小	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる影響はわずかにとどまる。 ・議員その他当該業務に関係する者のほとんどは全く影響を意識しないか、意識をしてもその対応は許容可能な範囲であると理解する。
中	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことによる影響が発生する。 ・議員その他当該業務に関係する者の過半はその対応は許容可能な範囲であると理解する。
大	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする目標レベルに対象時間まで到達しなかったことにより相当な影響が発生する。 ・議員その他当該業務に関係する者の大部分はその対応は許容可能な範囲外であるとする。

2 非常時参集要員

本計画では、非常時優先業務に従事する職員を「非常時参集要員」とし、それ以外の職員を「非参集要員」とする。

各課室は、職員の参集に要する時間等を考慮して非常時参集要員を選定する。各課室は、「非常時参集要員表（勤務時間外）（B表）」（様式2）を作成し、文書課に提出する。なお、人事異動等があった場合には、速やかに新たな非常時参集要員の指定等を行う。

第3章 業務継続の体制及び実施する業務

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

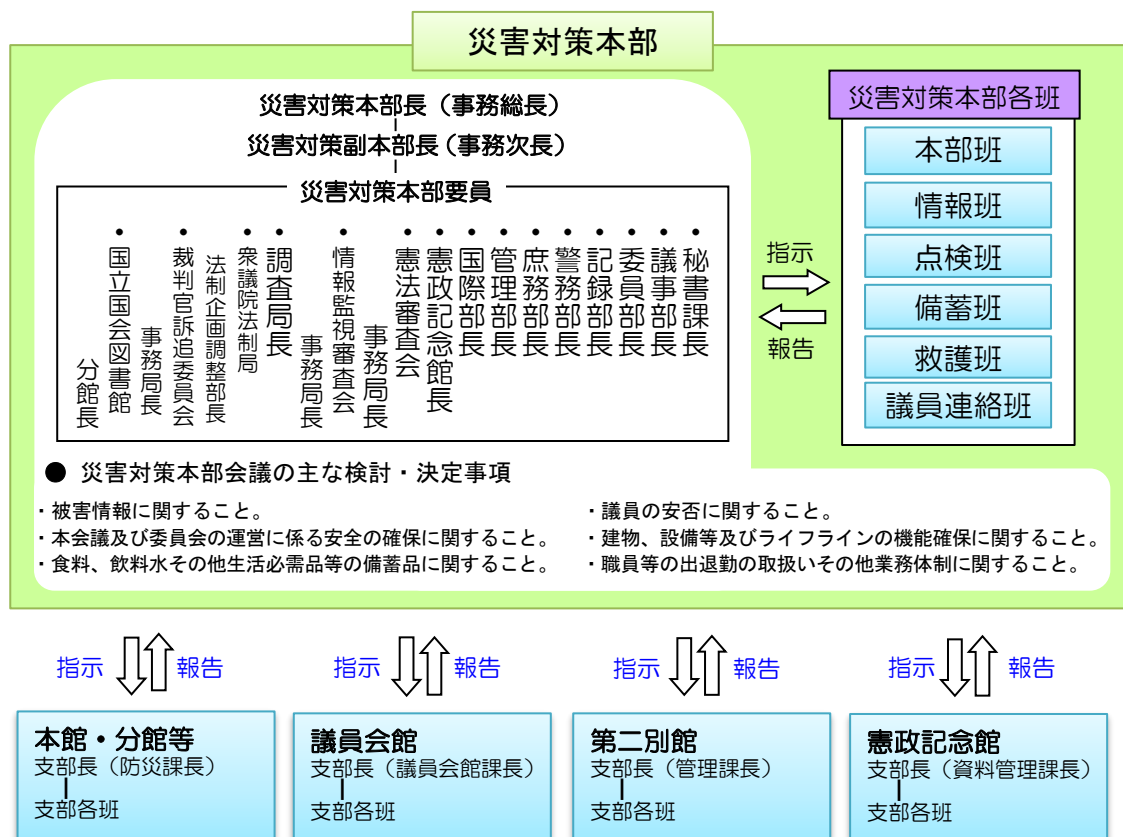
大規模地震発生の場合、初動の対応にあたるため、衆議院地震防災マニュアルに基づき、事務総長を本部長とする災害対策本部（図3参照）が設置され、その下に本部各班及び建物ごとの支部が設置される。

災害対策本部の本部各班長、支部長及び支部各班長について、あらかじめ代行者を指定しておくか、もしくは参集できた者の中からそれぞれ代行者を指名することとするなどの検討を行う。

(2) 指揮命令系統の確保

非常時優先業務を円滑に実施するため、災害対策本部長をはじめとする衆議院事務局幹部が参集できない場合を想定し、職務代行者等について定めるものとする。

図3 災害対策本部等の概要（大規模地震が発生した場合）



2 主な非常時優先業務

災害対策本部の指揮の下、実施する主な非常時優先業務は次のとおりである。

表2 主な非常時優先業務

行動目標時間	業務の 카테고리	代表的な業務及び主な対応部署
大規模地震発生後直ちに	災害応急対策業務	・初動時の災害応急対策業務（緊急放送、避難誘導、出火防止措置その他必要な災害応急対策）〔警務部・管理課・議員会館課・営繕課・電気施設課〕
3時間以内	災害応急対策業務	・事務局災害対策本部の設置及び開催〔警務部〕 ・災害対策本部班〔警務部〕及び災害対策支部班の編成〔警務部、各課室〕 ・議員、職員等の安否確認開始〔委員部・人事課〕 ・参議院・行政機関等との連絡体制の確立〔警務部〕 ・帰宅困難者対応〔防災課・議員会館課・管理課・会計課〕 ・議長・副議長・議運委員長等に第1回目の状況報告を行う。（以降毎日報告）
6時間以内	災害応急対策業務	・本館、議員宿舎等施設の被害状況の情報収集〔警務部・管理課・議員会館課・営繕課・電気施設課〕
1日以内	災害応急対策業務	・本館、議員宿舎等施設の被害状況の調査・把握〔警務部・管理課・議員会館課・営繕課・電気施設課〕
3日以内	災害応急対策業務	・本館、議員宿舎等施設の緊急度に応じた対応〔営繕課・電気施設課〕
	継続優先通常業務	・本会議、委員会を開くことができる程度の環境確保〔議事部・委員部・営繕課・電気施設課〕

(1) 安否確認

災害対策本部の指揮の下、議員及び職員等の安否確認を実施する。

ア 議員の安否確認

大規模地震発生の際、院の構成員たる衆議院議員の被災状況を正確に把握するとともに速やかな情報提供を行うことによって、本会議や委員会等の開会へ向けた準備態勢をいち早く整えることが必要不可欠であることから、議員の安否確認を行うものとする。

衆議院事務局災害対策本部の議員連絡班等安否確認に当たる人員は、あらかじめ定められた手順等確認手段の把握、習熟に日頃から努めるものとする。

イ 職員等の安否確認

大規模地震発生の際、業務継続を円滑に行うため、職員及びその家族の安否確認を行うものとする。

人事課は、衆議院地震防災マニュアルに基づき、職員及びその家族の安否確認が適切に実施できるよう、あらかじめマニュアルを策定し、職員に周知徹底する。

(2) 帰宅困難者対策

帰宅困難者等については、他の非常時優先業務との調整を図りつつ、可能な限り支援することとする。帰宅困難者等への対応が円滑に行えるよう、帰宅困難者等を受け入れた建物の各課室の協力等あらかじめ受け入れ体制について定めるものとする。

ア 来訪者

大規模地震発生時、衆議院の敷地内に所在した者については、指定した滞在場所において一時的に受け入れ、必要に応じて備蓄品を配布する。また、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者には可能な応急手当を施し、滞在場所で受け入れる。

イ 本院建物外の帰宅困難者等

本院建物外の帰宅困難者等については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入れ施設の紹介、本院建物への一時的な受入れ等の可能な支援を行う。負傷者や急病人については、救急・救命措置、応急手当、医療機関への搬送等を行う。

3 非常時優先業務以外の業務の取扱い

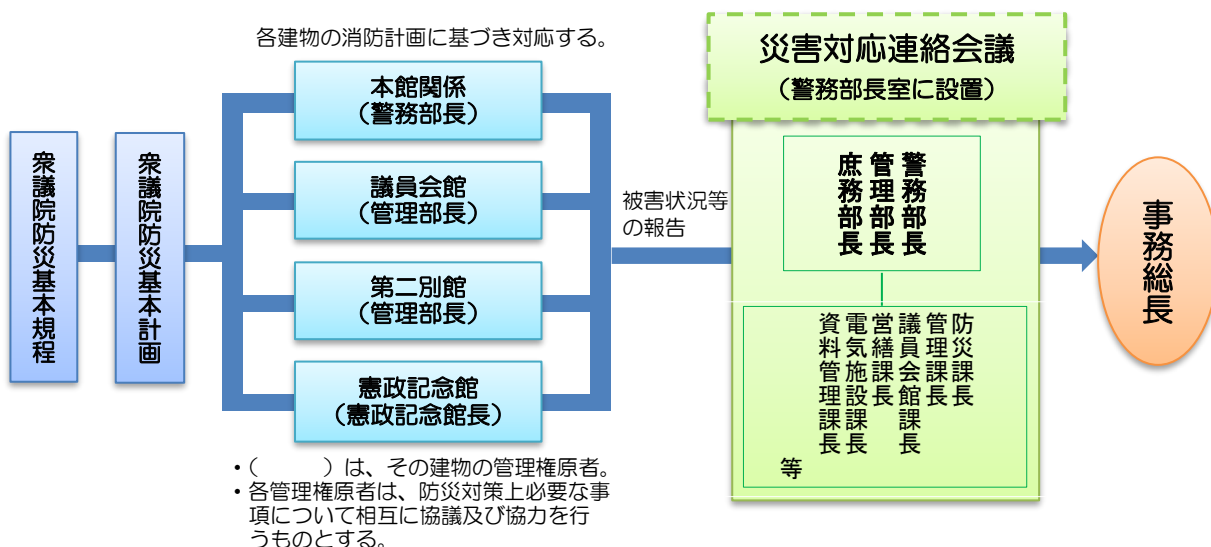
非常時優先業務以外の通常業務については、災害発生当初は業務の遂行を抑制し、業務の再開は、公共交通機関やライフライン等の復旧状況や本院職員等の被災状況等を考慮し、災害対策本部の指示により行う。業務再開後も、職員の安全確保や備蓄品の状況を念頭に置き、順次通常業務体制への復帰を目指すものとする。

4 中規模災害時の対応

千代田区で震度5強以下の地震においても東日本大震災時と同等以上の被害（下記「東日本大震災時の主な被害及び対応」参照）が見込まれる場合、建物ごとの消防計画に基づき対応を講じる。さらに事務局内の連携を図るため、「災害対応連絡会議」※を速やかに設置し、被害状況の把握、帰宅困難者の対応等に当たる（図4参照）。

※ 「災害対応連絡会議」は警務部長、管理部長及び庶務部長を中心に構成し、併せて関係課長（防災課長、管理課長、議員会館課長、営繕課長、電気施設課長、資料管理課長等）をメンバーとする。同連絡会議は、警務部長室（本館1階）に設置し、その事務は防災課が行う。

図4 中規模災害時対応の流れ



第4章 職員がとるべき行動

1 勤務時間外に大規模地震が発生した場合

(1) 職員全員がとるべき行動

職員は、自身及び家族の安否状況並びに参集可否について、安否確認サービスを通じて、Web ページ、メール又は電話のいずれかの方法により速やかに報告する。

報告に際し、自身が非常時参集要員であるか否かを問わず参集可否を回答し、やむを得ず参集できないと回答する場合の例は、以下のとおりである。

参集できない場合（例）

- 1 職員又は家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
 - 2 職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時避難しているとき。
 - 3 参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき。
 - 4 参集途上で大規模な火災発生等著しい交通障害が発生しているとき。
- ※ 公共交通機関の運行停止は、参集不可の理由とはならない。

参集を要する場合、その途上は、余震や停電、路上における障害等が予想されることから、負傷しないための措置をとることや防寒対策等にも留意する。その際、本人用の飲食物（1～2日分）等を携行するよう努める。

(2) 職員別にとるべき行動

ア 非常時参集要員

(ア) 災害対策本部要員、災害対策本部の本部各班長及び班員

災害対策本部要員と、災害対策本部の本部各班長及び班員のうち直ちに参集すべき者は、指示を待つことなく参集し、非常時優先業務に従事する。その他の災害対策本部の本部各班長及び班員は、災害対策本部からの指示又は自身の判断により参集する。

(イ) 近傍参集職員

衆議院の近傍に居住する職員のうち、あらかじめ各課室の長により近傍参集職員に指定された者は、指示を待つことなく直ちに参集し、災害応急対策業務に従事する。

(ウ) 各課室の非常時参集要員

各課室の非常時参集要員は、各課室が定める非常時優先業務を実施すべき期限までに参集し、各課室の「非常時優先業務における行動マニュアル」（以下「行動マニュアル」という。）に従って業務に従事する。

イ 非参集要員

非参集要員は、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡がとれるよう留意して自宅等で待機し、上司からの指示を待つ。待機中は、地域の救助・救出活動や地元自治体への協力等に積極的に取り組む。なお、所属長等から参集要請があった場合には、その指示に従う。

ウ 各課室の所属長等

各課室の非常時参集要員がやむを得ず参集できない場合は、必要に応じて当該参集要員の代わりとなる参集要員の調整を行う。

2 勤務時間内に大規模地震が発生した場合

(1) 職員全員がとるべき行動

職員は、自身及び家族の安否状況並びに参集状況について、安否確認サービスを通じて、Web ページ、メール又は電話のいずれかの方法により速やかに報告する。

なお、自身が非常時参集要員であるか否かを問わず参集可否を回答する。

(2) 職員別にとるべき行動

ア 非常時参集要員（近傍参集職員を除く。）

非常時参集要員は、非常時優先業務に従事する。

イ 非参集要員及び近傍参集職員

非参集要員及び近傍参集職員は、むやみに移動を開始せず、災害対策本部から指示のあるまで事務局で待機する。待機中は、非常時優先業務の支援に従事する。帰宅後は、地域の救助・救出活動や地元自治体への協力等に積極的に取り組む。

第5章 発災後の業務環境（建物・ライフライン・非常用備蓄品等）と課題

1 建物・ライフライン

項目	発災後の業務環境と課題
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本院建物は想定災害である震度6強までの耐震性能を満足している。 【課題】 ・ 設備機器等については年次点検等の際に設置状況を確認しており、更新の際に耐震性能の向上を図っているが、今後も引き続き行うこととする。 ・ 想定する震度6強の地震では、本院建物には、内外装・設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる建物に関する支障は生じないものと考えられる。しかしながら、業務環境の確保を図るためには、第3章「表2 主な非常時優先業務」の対応部署間の情報共有方法及び建物の継続使用等を判断するための役割分担の明確化等の検討を行う必要がある。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本館は、非常用発電設備（自家発電設備）により、空調設備を除いた全設備（照明及びコンセントを含む）が使用可能である。 ・ 分館は、非常用発電設備により、各執務室及び階段等の照明の約1／2、委員室の照明の全てが使用できるが、コンセントは各執務室において継続優先通常業務に必要な最低限のコンセントが使用可能である。 ・ 第二別館は、非常用発電設備により、各執務室及び階段等の照明の約1／2が使用できるが、コンセントの使用は不可能である。 ・ 第一別館においては、分館の非常用発電設備により、空調設備等の一部の動力を除いた全設備（照明及びコンセントを含む）が使用可能である。 ・ 議員会館は、非常用発電設備により、照明については、議員事務室及び事務局等事務室は照明の約1／2が使用でき、共用部の照明は約1／3が使用できる。コンセントについては非常用発電設備から電源が供給されるコンセントに接続された機器に限り使用が可能である。空調は停止する。 ・ 議長公邸は、非常用発電設備により、照明の全てが使用可能である。 ・ 副議長公邸は、非常用発電設備は設置されていない。

項目	発災後の業務環境と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・赤坂議員宿舎は、非常用発電設備により、共用部照明の一部の使用は可能となるが、議員居室については商用電力（電力会社供給電力）の途絶とともに電力の供給が停止する。 ・青山議員宿舎は、商用電力の途絶とともに非常時優先業務に活用できる非常用発電設備がないため議員居室を含めその他の施設への電力の供給は停止する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備の設置してある本院建物において、燃料の補給なしで連続運転が可能な時間は次のとおりである。 本館：72時間、分館（第一別館を含む。）：72時間、 第二別館：19時間、参観者ホール：31時間、議員会館： 72時間、議長公邸：4時間、赤坂議員宿舎：19時間 </div> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商用電源供給停止の長期化にあっても電力供給の継続を図るため、1週間程度の間は非常用発電設備の運転継続が可能となるよう燃料タンクの増設に関する調査・検討、照明の間引きや負荷制限方法などの検討を進める。 ・より確実な業務継続を図るため、非常用発電設備の稼働により使用可能となる照明、コンセントなどの設備機器の明確化やリスト化等を行うほか、これを関係者間で共有するための取組を進める。
給水機能	<ul style="list-style-type: none"> ・上水の供給が途絶した場合、原則として事業者による上水の供給及び下水道が復旧するまで使用できない。 ・本館等（憲政記念館を除く。）及び赤坂議員宿舎においては、貯水槽等に貯留した分について、使用ルールの徹底を図ることにより、飲料水用を最優先とした制限付きでの利用が可能である。 ・議員会館においては、議員等1,150人（議員の全て及び秘書・職員の3割）が7日間使用できる飲料水等として上水、各棟西側トイレ系統の洗浄水として中水を各貯水槽等で確保している。
排水機能	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が被害を受けた場合、建物から排水することができなくなるため、本院建物においては、下水道が復旧し、排水管の安全性・機能性が確認されるまでは、トイレ、給湯室等の使用を禁止する。なお、トイレについては、本章「3 主な非常用備蓄品等」の「トイレ・防災用毛布」参照。

項目	発災後の業務環境と課題
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員会館においては、議員等 1, 150 人が 7 日間使用することを想定した各棟西側トイレシステムの汚水を排水備蓄槽に貯留することが可能である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水機能向上のため、排水槽の増設等による対策を検討する。
空調機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインが途絶した場合、本院建物は、ライフラインが復旧し、機器等の安全性・機能性が確認されるまでの間、全館の冷房・暖房は運転しない。 ・ 継続優先通常業務に必須な空調機能に不具合が発生した場合は、早期に設備担当者（営繕課）へ点検を依頼し、運転復旧に努める。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続上、空調が必要な機器（サーバ等）を管理する各課室においては、非常時においても当該室の空調機能が確保されるようあらかじめ稼働が止められない機器を調査し、非常用発電設備等の負荷を検討する。
エレベーター機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本院建物のエレベーターが、地震管制等により停止した場合は、専門技術者による機械室及び昇降機の点検終了後、運転を再開する。ただし、被害の状況によっては復旧に時間がかかることも想定される。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本館等において今後、エレベーターの脱レール防止等の耐震性能の向上を検討する。
その他設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の設備は、商用電力の供給が停止し、さらに非常用発電設備の供給が停止した場合においても、非常用電源（無停電電源設備（UPS 装置））により使用可能である。 ・ 本会議・委員会用音響設備、本会議・委員会通報表示設備 ・ 国会審議テレビ中継設備（通信回線等が途絶した先では視聴できない） ・ 本館及び議員会館における院内CATV設備、館内放送設備、開会電鈴設備 ・ 気送管設備については、機器等の安全性・機能性が確認されるまでは、使用不可とする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本館及び議員会館以外の建物において、業務継続が必要な部課

項目	発災後の業務環境と課題
	室で、院内CATV設備、館内放送設備、開会電鈴設備が使用可能となるよう検討を進める。

2 通信設備

項目	発災後の業務環境と課題
電話設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外線電話については、発災後1週間程度輻輳によりほとんど不通となる。 ・ 災害時優先電話は、発災時に一般電話が輻輳によりほとんど不通となる状況になっても、優先的に通話ができる電話であるが「発信する場合のみ」優先扱いとなり、着信については一般電話と同じである。 ・ 本館等及び議長公邸の内線電話は、商用電力の供給が停止し、さらに非常用発電設備の供給が停止した場合においても、非常用電源により使用可能である。 ・ 副議長公邸は、商用電力の供給が停止した場合においても内線は非常用電源により使用可能である。外線は停電対応電話機があり、停電時においても使用可能である。 ・ 赤坂議員宿舎の内線電話は、商用電力の供給が停止した場合において非常用発電設備により使用可能である。 ・ 青山議員宿舎の内線電話は、商用電力の供給が停止した場合において非常用電源により使用可能である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話設備は、未整備の非常用電源等による電力供給について検討を進める。
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット、メール等外部との接続は、発災後1週間程度、通信回線の断線等が想定されるため、その間の使用はできない。 ・ 非常用発電設備より電源が供給されるコンセントを使用することにより、本館、分館及び議員会館においては、パソコン、プリンタ及び院内LAN（以下「パソコン等」という。）が使用可能である。 ・ その他の建物においては、パソコン等は使用できない。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信設備の使用不可能な状態を解消すべく、必要な対策を検討する。

3 主な非常用備蓄品等

項目	発災後の業務環境と課題
非常食・保存水	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食・保存水については、現在、院内に滞在すると見込まれる5,000人が3日間利用し得る分量(4万5,000食・リットル以上)を衆議院の防災倉庫(第二別館脇)等に分散して備蓄し、会計課において管理している。 ・今後は、政府業務継続計画に準じ、議員、秘書及び非常時参集要員1,790人が1週間、その他院内に滞在する3,210人が3日間利用し得る分量として、非常食6万6,480食以上、保存水6万6,480リットル以上を目標として備蓄量を段階的に増加させることとする。
トイレ・防災用毛布	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレについては、非常用簡易トイレを多数(計約4万5,000回分)のほか、マンホール上に設置する非常用トイレを3台備えている。 ・防災用毛布については、衆議院内の防災倉庫・議員会館等に5,000枚備蓄している。
防災服	<ul style="list-style-type: none"> ・防災服については、「衆議院議員用防災服貸与規程」(平成29年11月1日議長決定)により議員に貸与されているもののほか、約130着を防災課が管理している。
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンについては、公用車の運行業務を確保するため、自動車課において3,000リットル(3日間の消費量)を備蓄タンクで管理している。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各課室は、応急対策業務が長期化することも想定し、休息室・仮眠室等、休養がとれる空間を確保する。また、女性職員等の休息室等については、文書課において確保を行う。 ・非常用備蓄品については、上述したもの以外にも、震災時の供給不足等を想定し、各課室特有の備品について、平時から十分な量を確保するなどの対策を講じる。

第6章 平常時からの備え

1 教育・訓練

本計画を実効あるものにするため、職員への周知を徹底するとともに、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことが重要である。また、日常からの訓練が不可欠であり、総合防災訓練や安否確認の訓練等を通じ、大規模地震発生時に円滑に行動することができるよう備えるものとする。

2 各課室及び各職員の取組

(1) 各課室の取組

ア 非常時優先業務における行動マニュアル等の作成・更新等

各課室は、継続優先通常業務仕分け表（A表）により抽出された業務の実効性を確保するため、当該仕分け表（A表）及び非常時参集要員表（勤務時間外）（B表）に基づく行動マニュアルを作成し、適宜見直しを行う。

また、一部の非常時参集要員が参集できない事態に備え、各課室において継続優先通常業務に係る簡易マニュアル等を作成し、当該業務の実効性を確保する。

各課室の業務継続計画担当者は、継続優先通常業務仕分け表（A表）等について、当該課室の職員への周知を徹底する。

イ 職員相互の連絡体制の整備

各課室は、当該課室における継続優先通常業務の円滑な実施を図るため、安否確認サービス以外の職員相互の連絡体制を整えておく。

各課室の業務継続計画担当者は、当該連絡体制を当該課室の職員へ周知し、人事異動等の際には適宜更新する。

(2) 各職員の取組

ア 大規模地震発生時にとるべき行動の把握

各職員は、自らが非常時参集要員と非参集要員のいずれに該当するかを非常時参集要員表（勤務時間外）（B表）で把握し、平常時から大規模地震発生時の行動を継続優先通常業務仕分け表（A表）、非常時参集要員表（勤務時間外）（B表）及び行動マニュアルによって確認しておく。

また、非常時参集要員は、参集を想定した経路の確認をしておく。

イ 大規模地震発生時に必要な物の用意

非常時参集要員は、参集に備えて、必要な物（例：飲食物、がれき等が散乱する道路を長時間歩くための靴（スニーカー等）、雨着、防寒具、帽子、手袋、懐中電灯、地図、携帯ラジオ、衛生用品並びに携帯電話等の情報通信機器及びその充電機器等）をリュックサック等にまとめるなどして非常時に持ち出せるよう準備を行う。また、参集後に職場等にとどまって業務を行う場合に備えて、必要な物（例：常備薬、コンタクトレンズ等）を用意しておくことが望ましい。

さらに、各職員は職場においても歩きやすい靴や飲食物等を各自で確保しておく。

3 計画の見直し

本計画については、訓練の実施等を通じて得た課題や、衆議院事務局の業務変更、施設整備の状況、想定災害の変更等を踏まえて継続的に見直しを行い、業務継続力の向上を図っていく。

様式 1 継続優先通常業務仕分け表 (A表)

平成 年 月 日

A 継続優先通常業務仕分け表 [〇〇課室]

〇〇部局〇〇課室

担当 (主に係)	業務名	業務の概要 又は補足説明	継続優先 通常業務	目標レベル		目標レベルに達するの が遅れることによる影響	影響の重大性																
				内容	設定の考え方		特定状況 の場合	平日午前9時 ～午後5時	翌日	2日	3日	5日	7日	14日	30日								

様式2 非常時参集要員表 (勤務時間外) (B表)

平成 年 月 日更新

B ○○課(室)非常時参集要員表(勤務時間外)

対象事象:千代田区で震度6弱以上(又は東京23区内で震度6強以上)の大規模地震

●安否状況等の連絡・確認
 ・自身及び家族の安否状況並びに参集可否について、セコム安否確認サービス上で回答する。
 ・課室の災害応急対策業務として、所属長等は、セコム安否確認サービス上で、課室員の安否状況及び参集可否について確認する。
 ※各課室は、当該課室における継続優先通常業務の円滑な実施を図るため、安否確認サービス以外の職員相互の連絡体制を整えておく。

●非常時参集要員
 ・非常時参集要員は、各自目標参集日時に従って参集を開始する。

●非参集要員
 ・非参集要員(下表に記載のない職員)は、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機し、上司からの指示を待つ。

●参集する場合の注意
 ・可能な範囲で飲食物(1~2日分)等を携行するよう努める。

課室番号	業務の種類	業務の内容等	目標参集日時	非常時参集要員の氏名	参集に要する時間	✓欄

注1:「◎」は発災後、直ちに参集する。「○」は災害対策本部の指示又は自身の判断により参集する。
 注2:「通常業務(特定状況)」とは、「継続優先通常業務(特定状況)」のことであり、当該業務に係る特定の状況が生じている時期に発災した場合のみ、その業務を実施するために参集するものとする。
 注3:発災翌日以降の最初の勤務日を「翌日」とし、「翌日」の次の日を「2日後」とする(下図参照)。

